

## 成年年齢の引下げを見据えた環境整備 若年者の自立支援に関する施策について (津富)

### 1 ヒアリング

高橋亜美さん（アフターケア相談所ゆづりは） 高橋温さん（弁護士・子どもセンターてんぽ）  
宮本みち子さん（放送大学） 伏見進吾さん（児童養護施設まきばの家）

### 2 基本的認識

- 端的には 境界年齢の問題（20歳から18歳へ）

保護からの離脱の「可能性」が高まる and 権利行使の「可能性」が高まる  
→「法的な問題」というよりは「法律改正」に「世間」や「支援者」がどのように反応する  
のかという問題

- 根本的には、「自立／大人」概念の問題

児童の権利条約は18歳までだが、成長発達権の年齢上限はどこまで及ぶか  
子若法は39歳（サポステは44歳まで）  
いつまでが、モラトリアム／移行期間なのか

### 3 法的な整理（別紙）

### 4 起きること

#### 保護からの離脱の「可能性」が高まる

現行でも、20歳で保護が打ち切られがち、18歳になれば保護からの離脱が早まる

児童相談所、児童養護施設、自立援助ホーム、養育里親などの「方針」が変わる可能性  
「18歳になったんだから何とかしなさい」  
18歳から20歳のギャップ（成人になるまでの支援というロジック）が使えないくなる  
→支援（者）ではなく、本人が対処しなければならない状況が増える  
権利行使の「可能性」が高まる

保証人の設定の基準は（おそらく）変わらない 現行でも20歳は無関係

保証人を立てるという要求は高まっている 例 保証会社が保証人を要求  
親からの自立促進は、親が機能していない場合には問題にならない  
(過干渉の場合には、あてはまるが・・・)

→ 実質的な権利行使は高まらない

#### まとめ

2歳前倒しの丸投げ

### 5 必要な対策

- とりわけ脆弱層への支援の強化

18歳以前の自立準備支援の強化 契約関係の仕組みなど

アフターケアの時期と量の見直し 早めに入れる必要

- 「世間」や「支援者」の反応を変えるための社会運動／制度化

支援者に対する支援

企業や不動産業の教育 例 連帯保証人から身元保証人へ 弁護士などの関与

- 自立概念についての議論

トラウマティックな経験が、一生にわたって続くことの理解

## 別紙 成年年齢の引下げを見据えた環境整備 若年者の自立支援に関する施策について（津富）

### デメリット

- 1 18歳からの保護からの脱落
  - ・民事法律扶助における返金義務の発生
  - ・保証人になってもらえないくなる可能性  
「契約における親の保証人要件」を活用した、親との再統合の機会が失われる可能性
  - ・扶養義務（養育費など）が打ち切られる可能性
- 2 各種契約におけるリスクの増加
  - ・携帯電話の契約 施設長同意が不要となる
- 3 18歳以降の「自己決定」の濫用
  - ・利用者対応が困難になる可能性 施設、高校において
  - ・保護（例 施設）から離脱したいという子どもが増える可能性

### メリット

- 1 親の同意が不要となる
  - ・婚姻
  - ・中絶
  - ・児童養護施設の諸事 例 予防接種 散髪 写真掲載 作品集への名前の掲載 治療
- 2 親を保証人として求められなくなる
  - ・不動産賃貸 入居 \*保証会社の取り扱いについては不明
  - ・学校教育 入学
  - ・雇用 就職
  - ・携帯契約 在宅における携帯契約が可能となる
- 3 親による取消権から自由になる
  - ・不動産賃貸 親による退去がなくなる
  - ・学校教育 親による退学がなくなる
  - ・雇用 親による退職がなくなる
  - ・携帯契約 在宅における携帯契約が可能となる
- 4 親から自立しやすくなる
  - ・親の搜索依頼 警察の回答義務不要になる
  - ・旅券取得 親の署名が不要になる
- 5 18歳に年齢要件が下がる
  - ・市営住宅などの入居要件 18歳に下がる可能性
  - ・求人年齢 18歳に下がる可能性

### 議論のある点

- 1 子どもシェルターと女性シェルターのすみわけをどうするか
  - ・子どもシェルターが18歳以降をとることで、重複する
- 2 障害年金受給開始年齢は下がるのか
  - ・（今回下がらない）国民年金に連動しないのか